

就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）の入学前支給について

和歌山市教育委員会

和歌山市では、お子さまが学校で楽しく勉強できるように、学用品費や給食費などにかかる費用の一部を援助できる「就学援助制度」があります。

そのうちの新入学児童生徒学用品費等を入学前に支給します。

新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の対象となる方

次の①～③すべてに該当する方

①和歌山市に住所を有し、令和8年度に和歌山市立の小学校・義務教育学校もしくは和歌山大学教育学部附属小学校に入学を予定している

※私立小学校に入学予定の場合は対象になりません。

②就学援助の認定基準で「準要保護」に該当する

（児童扶養手当全部受給または令和7年度所得（令和6年1月～12月中の所得）が認定基準額以下）

※認定の審査については教育委員会で行います。

認定基準については別紙「就学援助のお知らせ」を参照ください。

③申請から入学までに世帯状況・住所・入学学校に変更がない

※変更予定がある方は、今回の申請はご遠慮ください。入学後でも申請できます。

援助の内容

- ・支給額 新入学児童生徒学用品費等 68,690円（小学校入学予定のお子さま一人につき）
- ・支給日 令和8年3月上旬（予定）
- ・支給方法 和歌山市から申請者（保護者）の口座に振込み

申請手続き

下記のとおり申請してください。（提出書類等については裏面に記載しています。）

○申請期間

令和8年1月13日（火）～1月23日（金） 8:30～17:15

※1/17（土）・1/18（日）は9:00～16:00に受付しています。

※申請期間以降の受付は一切いたしませんのでご注意ください。（入学後の申請は可）

○申請手続き場所

和歌山市教育委員会 学校支援課（和歌山市役所11階）に直接持参

※郵送不可。学校受付不可。

○審査結果

令和8年2月下旬から3月上旬に和歌山市教育委員会から郵送により通知いたします。

提出書類等 ※申請される方必須

① 令和8年度和歌山市就学援助認定申請書（新入学児童生徒学用品等入学前支給）

② 和歌山市就学援助口座振込依頼書

※記入及び添付書類貼付けが必要です。（通帳レスの方は、金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号がわかる画面をスクリーンショットしたものを印刷し、添付してください。）

※①②は学校支援課（市役所11階）もしくは各小学校にて配布します。ただし提出先は学校支援課のみになります。

添付書類 ※該当する方のみ必要

＜賃貸にお住まいの場合＞

・**賃貸借契約書の写し**（契約者、住所、賃料の内訳のわかる面）

・**家賃を支払った領収書（直近のもの）**（引き落としの通帳の写しでも可）

※通帳レスの方は、引き落としされていることがわかる画面をスクリーンショットしたものを印刷してください。

両方必要です

＜児童扶養手当全部受給者の場合＞※児童手当ではありません

・**児童扶養手当証書の写し**（有効期限の入った面と氏名、金額の入った面）

全部受給者額…月額46,690円（子ども1人）、57,720円（子ども2人）、

以降1人追加毎に+11,030円

※最新の証書は令和7年10月下旬にこども家庭課から配布されます。

＜令和7年1月2日以降に和歌山市に転入し、児童扶養手当全部受給者ではない場合＞

・**令和7年度所得証明書**（令和6年1月～12月分の所得）

転入前の市町村発行分の令和7年度所得証明書（令和6年1月～12月分の所得）を、保護者及び同居家族（同一世帯家族）内で17歳（現高校2年生）以上の方全員分提出してください。

＜同一生計家族の方が、和歌山市以外に住民票がある場合＞

・**お住まいの市町村発行の世帯全員分の住民票**

＜世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる場合＞

・**手帳の写し**（氏名、障害等級のわかる面）

※上記以外にも別途必要なものご提出をお願いする場合があります。

注意事項

- ・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給後から入学までに就学援助が取消になった場合は、返金となります。
- ・今回の申請期間を過ぎても入学後4月に学校で就学援助の申請をして認定となりましたら、7月に同様の新入学児童生徒学用品費等を支給します。
- ・生活保護受給中のお子さまは、生活保護費により入学準備金が支給されますので新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の申請手続きは必要ありません。
- ・所得の有無に問わらず、所得の申告がなされていない場合（保護者及び同一世帯家族内で17歳（現高校2年生）以上の方全員）は、教育委員会で所得状況を確認できませんので、申請前に必ず申告をしてください。※令和7年1月1日以前から本市在住の方は、市役所2階市民税課で申告できます。
- ・区外通学をされる方は、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の申請までに必ず区外通学許可手続きを完了してください。

お問い合わせ先

和歌山市教育委員会 学校支援課（市役所11階）

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

電話（073）435-1139